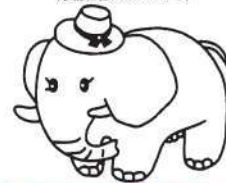


# 年度更新の手続きについて

「賃金等の報告」は**4月18日(金)必着!**

— 必ずお読みください —

幸せの象 グルンバ  
(事務組合シンボルマーク)



## 年度更新手続きとは

労働保険（雇用保険と労災保険の総称です）の保険料は、下記の方法で算出されます。

窓口受付時間

9:00～16:00

● 期 間：毎年4月1日から翌3月31日までの1年間（これを保険年度といいます）

● 計算式：「保険料」＝「賃金総額<sup>※1</sup>」×「保険料率<sup>※2</sup>」

※1 当該事業場で使用されている全ての労働者に支払うものをいいます。

※2 業種ごとに定められています。令和6年度の保険料率は次ページをご参照ください。また令和7年度の保険料は浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認ください。

保険料は、保険年度の当初に見込額（概算保険料）を納め、保険年度末に賃金総額が確定時点で確定保険料を算出して、差額を精算します。この精算と、**新年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことを、「年度更新手続き」といいます。**

事務組合は、皆様からご提出いただく「賃金等の報告」により算出される保険料を、一括して政府に納付しますので、**一事業場でも「賃金等の報告」の提出・保険料の納付が遅れますと、全事業所分の更新手続きができません。**提出期限等を厳守いただきますよう、お願い申し上げます。

## 「賃金等の報告」について

同封の記入例に沿って、「賃金等の報告」をご記入ください。※記入例内の「前年度」は「令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）」を表します。「今年度」は「令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）」を表します。「労働者（被保険者）・特別加入者の具体的範囲一覧表」や「保険料算定の基礎となる賃金」については、浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認ください。「賃金等の報告」を記入する前に、必ずご確認ください。

## 作成から提出まで簡単!

年度更新書類の提出には、**ホームページからの提出が便利**です。詳しくは、右の二次元コードまたは浜松商工会議所労働保険事務組合ホームページ内の「年度更新書類をホームページから提出する方法」をご確認ください。

ホームページは  
こちら



## 労働保険料の納期・口座振替金融機関

令和7年度保険料の納入日は、6月25日です（※三分割の場合は6月25日、9月25日、12月25日）。

口座振替の場合は、「静岡銀行」、「浜松磐田信用金庫」、「遠州信用金庫」、「静岡中央銀行」、「清水銀行」、「スルガ銀行」の6行が対応可能です。振込から口座振替へ変更を希望する場合は、速やかに事務組合までご連絡ください。

# 特別加入について

- 特別加入とは**  
労災保険は、本来労働者（他人従業員）を対象としている制度であるため、法人役員及び個人事業主やその家族従業員のようないわゆる使用者側の立場の方は、加入することができません。しかし、当事務組合のような労働保険事務組合に事務委託をし、「労災保険の特別加入制度」を利用することによって、このような方々も労災の適用を受けられます。
- 特別加入に関する留意事項**  
特別加入は、業務に従事している法人役員や家族従業員等（労働者とならない者）の**対象者全員が加入しなければなりません。（包括加入）**  
常態として労働者を使用しなくなった場合や継続して労働者を使用（年間100日以上）していない場合は、特別加入できません。たとえ就業時間内や平日であっても労災の対象となりませんので、脱退の手続きをお取りください。
- 特別加入者の労災適用の範囲**  
特別加入者は、就業時間以外の残業や、休日における特別加入者だけの作業は使用者としての行為となり、原則その部分のケガについては労災の対象となりません。（継続した業務については対象となる場合があります）
- 特別加入者の休業補償の範囲**  
特別加入者が業務上のケガにより仕事を休んだ場合の休業補償は**全部労働不能が原則**です。入院期間以外の自宅療養等については、請求期間の全てについて補償がされるわけではありません。  
※全部労働不能とは、ケガをする以前に従事していた仕事ができなくなるだけでなく、自宅療養中の電話番、従業員に対する指揮命令等も含めた、一切の労働が不能となる状態を指します。

## 特別加入者・業種別年間保険料一覧表（保険料は年額・単位円・抜粋）

令和7年も同様です

令和6年4月1日現在

給付基礎日額(単位円)			3,500円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	25,000円	
保険料算定基礎額(年額:単位千円)			1,277	1,460	1,825	2,190	2,555	2,920	3,285	3,650	4,380	5,110	5,840	6,570	7,300	8,030	8,760	9,125	
分類	番号	事業の種類	保険料率/1000																
建設事業	32	道路新設事業	11	14,047	16,060	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	48,180	56,210	64,240	72,270	80,300	88,330	96,360	100,375
	33	舗装工事業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125
	35	建築事業	9.5	12,132	13,870	17,338	20,805	24,273	27,740	31,208	34,675	41,610	48,545	55,480	62,415	69,350	76,285	83,220	86,688
	38	既設建築物設備工事業	12	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500
	36	機械装置の組立又は据付の事業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750
製造業	37	その他の建設事業	15	19,155	21,900	27,375	32,850	38,325	43,800	49,275	54,750	65,700	76,650	87,600	98,550	109,500	120,450	131,400	136,875
	41	食料品製造業	5.5	7,024	8,030	10,038	12,045	14,053	16,060	18,068	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	44,165	48,180	50,188
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500
	44	木材又は木製品製造業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	45	パルプ又は紙製造業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875
	46	印刷又は製本業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938
	47	化学工業	4.5	5,747	6,570	8,213	9,855	11,498	13,140	14,783	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	36,135	39,420	41,063
	48	ガラス又はセメント製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750
	66	コンクリート製造業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	62	陶磁器製品製造業	17	21,709	24,820	31,025	37,230	43,435	49,640	55,845	62,050	74,460	86,870	99,280	111,690	124,100	136,510	148,920	155,125
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23	29,371	33,580	41,975	50,370	58,765	67,160	75,555	83,950	100,740	117,530	134,320	151,110	167,900	184,690	201,480	209,875
	50	金属精錬業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	51	非鉄金属精錬業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875
	52	金属材料品製造業	5	6,385	7,300	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	40,150	43,800	45,625
	53	鋳物業	16	20,432	23,360	29,200	35,040	40,880	46,720	52,560	58,400	70,080	81,760	93,440	105,120	116,800	128,480	140,160	146,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	55	めっき業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	56	機械器具製造業	5	6,385	7,300	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	40,150	43,800	45,625
	57	電気機械器具製造業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
58	輸送用機械器具製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500	
59	船舶製造又は修理業	23	29,371	33,580	41,975	50,370	58,765	67,160	75,555	83,950	100,740	117,530	134,320	151,110	167,900	184,690	201,480	209,875	
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938	
61	その他の製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750	
運輸	71	交通・運輸事業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500
	72	貨物取扱事業	8.5	10,855	12,410	15,513	18,615	21,718	24,820	27,923	31,025	37,230	43,435	49,640	55,845	62,050	68,255	74,460	77,563
その他事業	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	91	清掃、火葬又は畜の事業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	93	ビルメンテナンス業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750
	96	倉庫業・警備業・消毒又は害虫駆除・ゴルフの事業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	94	その他の各種事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	第2種特別加入		自動車運送業一人親方	11	14,047	16,060	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	48,180	56,210	64,240	72,270	80,300	88,330	96,360
		建設業一人親方	17	21,709	24,820	31,025	37,230	43,435	49,640	55,845	62,050	74,460	86,870	99,280	111,690	124,100	136,510	148,920	155,125



# 現場の労災保険〈 32185 32655 の場合 〉記入例 (元請工事がない場合)

★書き方動画配信中!ホームページからの提出も受付中!詳しくは「浜松商工会議所 労働保険事務組合」で検索

## 前年度(4月1日～3月31日)に完了した元請工事がない場合

### (1) 一括有期事業報告書(建設事業)の記入のしかた

A

元請工事がない場合は  
書類Aの提出は不要です。

### (2) 労働保険 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 の記入のしかた

① から ⑤ までモレがないように記入してください。  
(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

**特別加入者の年度更新欄**

記入もれに注意してください

**特別加入 (事例1 - 継続)**

現在加入されている方は名前と金額が最初から記入されています。

- 前年度と同額<sup>1)</sup>で更新(継続)する場合  
新年度の基礎日額を「12. 希望する基礎日額」欄に記入します。  
※1「10. 承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。
- 前年度から変更して更新(継続)する場合  
「12. 希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月中旬頃から適用になります。

**特別加入 (事例2 - 脱退)**

- 脱退する場合は、「12. 希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。

**特別加入 (事例3 - 新規)**

- 今年度から新たに特別加入する場合は、「9. 特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12. 希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

※数字の訂正に際しては訂正印は不要です。

B

- 1** 該当業種の「請負金額」欄・「賃金総額」欄「合計」欄に「0」を記入します。
  - 2** 常時使用労働者数を記入します
  - 3** 新年度に元請工事の見込みがない場合、元請工事高で105万円を見込んで申告します。「2.前年度と変わる」に○をつけて下記表の該当する見込額を記入します。

業種番号(例)	賃金見込額	労務費率
35	241千円	23/100
38	241千円	23/100
37	241千円	23/100
  - 4** ●「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。  
当事務組合としては「2.分割(3回)」を推奨しています。
  - 5** 代表者の捺印は不要です。
- 4枚のうち上の3枚を提出していただきます。



# 現場の労災保険〈 932185 932655 の場合 〉記入例 (元請工事がある場合)

★書き方動画配信中!ホームページからの提出も受付中!詳しくは「浜松商工会議所 労働保険事務組合」で検索

## 前年度(4月1日~3月31日)に完了した元請工事がある場合

(1) 一括有期事業報告書(建設事業)の記入のしかた (①から⑦まで必ず記入してください)

**注意** 事業の種類ごとに分けてご記入ください。  
請負金額は消費税抜きでご記入ください。

**①** 労働保険番号をご記入ください。下記の総括表の労働保険番号をご参照ください。

**②** 事業の種類ごとに分けて記入し、業種番号も欄外にご記入ください。(別紙の労働保険率表をご参照ください。) また一つの工事の請負金額が500万円未満のものは、事業の種類ごとに主なる事業の名称を記入して、他何件とまとめて記入しても差し支えありません。 その場合請負金額・貸金総額欄には、合計金額をご記入ください。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳	労働賃率	貸金総額
22/01932185003	伊藤宅 リフォーム工事 他3件		R4年4月18日から R5年2月24日まで	30,000,000	0	6,900,000
No.38	西村宅 新築工事		R4年8月1日から R4年8月31日まで	34,000,000	0	7,820,000
No.35	小田宅 屋根補修工事		R4年12月1日から R5年4月10日まで	9,000,000	0	2,100,000
	計			64,000,000	0	14,720,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に発生又は終了があったそれぞれの事業の明細を主記のとおり報告します。

× 4月 17日

静岡県 労働局労働保険特別会計収入徴収官 殿

事業主 株式会社 荒木建設 代表取締役 荒木太郎

住所 浜松市中央区東伊場2-7

代表者の捺印は不要です。

**③** 請負代金の額、請負金額は消費税抜きでご記入ください。

**④** 枚数に応じてご記入ください。

**⑤** 着工が前年度でも完成が今年度4月以降のものは今年度の確定保険料の対象にはなりません。この場合、当該工事の貸金総額の欄には、「翌年度へ繰越」と記入してください。

**⑥** 翌年度へ繰越す金額は計として合算しないでください。

**⑦** 代表者の捺印は不要です。

2枚のうち下の1枚を提出していただきます。

(2) 労働保険 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 の記入のしかた

①から⑤までモレがないように記入してください。  
(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

※数字の訂正に際しては訂正印は不要です。

特別加入者の年度更新欄

記入もれに注意してください

[現場労災の特別加入について]

事業主・役員等の特別加入についてはこの欄で更新等の手続きをします。特別加入の制度内容・基礎日額等については別紙の「特別加入について」の欄をご覧ください。

**A 特別加入(事例1—継続)**

現在加入されている方は名前と金額が最初から記入されています。

●前年度と同額<sup>※1</sup>で更新(継続)する場合  
新年度の基礎日額を「12.希望する基礎日額」欄に記入します。  
※1「10.承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。

●前年度から変更して更新(継続)する場合  
「12.希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者。業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月中旬頃より適用になります。

**B 特別加入(事例2—脱退)**

●脱退する場合は、「12.希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。

**C 特別加入(事例3—新規)**

●今年度から新たに特別加入する場合は、「9.特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12.希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

請負金額は、原則下段に記入

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

432-8036 浜松市中央区東伊場2-7 株式会社 荒木建設 代表取締役 荒木太郎

労働保険番号 22/01932185003

業種番号	事業の種類	1. 請負金額	労働賃率	2. 貸金総額	3. 特別加入者
02	林 木材伐出業				5
03	その他の林業				
31	木造住宅・店舗建築				
32	道路新設事業				
33	建築工事業				
34	鉄道又は軌道新設事業				
35	建築事業	34,000,000		7,820,000	
38	高設建築物設備工事業	30,000,000		6,900,000	
36	業種別年間保険料一覧表に 記載のない 業種 その他のもの				
37	その他の建設事業				
合計		64,000,000			

9. 特別加入者の氏名

1	アライ タロウ	12/20	2	アライ ヒデキ	5000
3	アライ タカオ	80			

株式会社 荒木建設 代表取締役 荒木太郎

静岡県 労働局労働保険特別会計収入徴収官 殿

作成者氏名 荒木花子 入力用

**①** 請負金額・貸金総額の欄には、「一括有期事業報告書」より、事業の業種ごとに集計した額を下段に転記してください(貸金総額の欄は千円単位で記入)。但し、翌年度へ繰り越す分は除きます。

**②** 一括有期事業報告書は添付枚数を記入し、常時使用労働者数は必ず人数を記入してください。

**③** (新年度の請負金額の見込額)  
・昨年と同程度の場合は「1」に○印をつけてください。  
・請負見込額が半分に減少するか、2倍以上となる場合は「2」に○印をつけ、請負見込額に、該当業種の労働賃率を乗じた、貸金総額を千円以下切り捨てて記入してください。

**④** ●「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。  
当事務組合としては「2.分割(3回)」を推奨しています。

**⑤** 代表者の捺印は不要です。

4枚のうち上の3枚を提出していただきます。





# 雇用保険〈 基幹番号 932182の場合 932652の場合 〉記入例

(1) 前年度(4月1日～3月31日)までに支払った賃金(総支給額)を記入しましょう。

**注意** ① から ⑤ までモレがないように記入してください。(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

※記入した賃金の誤りによる訂正印は不要です。

組様様式第5号

### 労働保険料等算定基礎賃金等の報告

430-0927  
浜松市中央区旭町153  
株式会社 鈴木建設  
代表取締役 鈴木一郎 殿  
事業場 TEL 053-452-6789

労働保険番号  
府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 種別  
22 3 02 932182 2/2  
雇用保険事業所番号  
2202 013565 1  
事務組合名  
浜松商工会議所  
(TEL 053-452-1113)

3. 事業の概要 35 一般住宅建築  
4. 特例事業 1 該当する  
5. 新年度賃金見込額 3 前年度と同  
6. 延納の申請 1 一括納付

月別	1. 労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
5月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
6月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
7月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
8月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
9月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
10月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
11月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
12月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
1月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
2月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
3月	5	480,700	1	208,000	6	688,700		
7月	5	1,000,000	1	500,000	6	1,500,000		
7月	5	1,500,000	1	500,000	6	2,100,000		
合計		8,268,400		3,596,000	6	11,864,400		

※8 11,864 千円

9. 特別加入者の氏名  
10. 承認された就業日数  
11. 承認された雇用月数  
12. 承認する就業日数  
13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)

令和 年 月 日

株式会社 鈴木建設  
代表取締役 鈴木一郎

- 「支払賃金」欄には、雇用保険に加入している労働者<sup>①</sup>の賃金総額<sup>②</sup>(税金等を控除する前の総支給額)の合計を月ごとに記入します。特別加入者の賃金は含めなくてください。  
※1 高年齢労働者(被保険者)についても、令和2年4月から他の雇用被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となっています。  
※2 賃金に含む=家族手当、通勤手当、住宅手当、時間外手当 他  
賃金に含まない=旅費、祝金、見舞金、退職金 他 詳細はホームページをご確認ください。
- 「(2) 役員で労働者扱いの者」欄には、兼務役員または同居親族の方で雇用保険に加入している者の賃金を記入します。該当者の判断基準はホームページをご確認ください。
- 〈新年度賃金見込額〉  
●前年度と比較して「50%以下に減少する」または「2倍以上に増加する」見込みの場合=「2」に○印をつけ見込額を記入します。  
●それ以外の場合=「1」に○をつける。  
●委託解除の場合=「3」に○をつけ委託解除年月日を記入します。この場合、別途書類が必要です。
- 〈延納の申請〉  
●「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。  
当事務組合としては「2.分割(3回)」を推奨しています。
- 代表者の捺印は不要です。

(2) もう一度、賃金に算入もれがないか下表(具体例)を参考に確認しましょう。

賃金となるもの	基本給、賞与、臨時に支払われた賃金、滞って昇給した賃金 家族手当、住宅手当、通勤手当、通勤定期券 超過勤務(時間外)手当、補助手当、勤続手当、技術給、職階手当、出納手当、奨励手当、能率給、生産手当、補助手当、季節手当、特別作業手当、最盛期手当 寒冷地手当、お盆手当、物価手当、勤務地手当、宿直・日直手当、事業主の手を通じたチップ 転勤休暇手当(実費弁償的でないもの)、有給休暇日の給与、休業手当(労基法第26条) 労働協約等によって事業主に支払いが義務づけられた所得税、社会保険料等の労働者負担分 傷病手当金支払終了後に事業主から支給される給与及び傷病手当金支給前の待機期間(3日)に支給される給与(労働協約等に定めのあるもの) 出張旅費、赴任手当、移転料、寝具手当、工具手当、車の損料、燃料
賃金とならないもの	実費弁償的なもの 制服、作業衣、作業服、費用(損料) 結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金、災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金(個人的な吉凶因禍福に対して支給されるもの) 退職金、退職日後の給与
	恩恵的なもの 祝祭日、創立記念日に特別に支給される給与(労働協約等に定めがなく、恩恵的に支給する場合)、残業をした際等にたまたま支給された夜食 海外手当、在外手当(その者が国内勤務に服する場合に支払われるべき給与に対応する部分は賃金と認められない) 休業補償費(労基法第76条)(無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであって労働の対償とは認められない)
その他	傷病手当金(傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額についても恩恵的給付と認められる)、出産手当金 脱退給付金付団体定期保険の保険料、会社が全額負担する生命保険の掛金 解雇予告手当



# 工場・事務所等の労災保険〈基幹番号 932186の場合〉記入例

現場労災以外の労災保険料は賃金から計算します。

(1) 事務所や加工場で働く労働者の「仕事内容」「賃金」を比率分けしましょう。

【例】 株式会社建設は建設現場と事務所の労災保険を適用しており、従業員6名で、労働時間の比率で分けた場合、令和×年4月分の賃金は右表の通りになります（この場合、Aさん・Eさんは、建設現場に8割、事務所に2割の比率で仕事をしています。またCさんは事務所のみの、Bさん・Dさん・Fさんは建設現場のみの仕事です）。従って、事務所分の労災保険料について賃金等の報告の記入については下記の通りになります。

仕事内容を比率分けしましょう

株式会社建設	
現場作業	事務所業務
80% ← Aさん	→ 20%
100% ← Bさん	
	100% ← Cさん
100% ← Dさん	
80% ← Eさん	→ 20%
100% ← Fさん	

仕事内容の比率により賃金分けをしましょう

従業員	令和×年4月分賃金	建設現場	事務所
Aさん	110,000	80% 88,000	20% 22,000
Bさん	70,000	100% 70,000	
Cさん (高年齢者)	63,500		100% 63,500
Dさん	121,200	100% 121,200	
Eさん (役員で労働者扱い)	208,000	80% 166,400	20% 41,600
Fさん	116,000	100% 116,000	
合計	688,700	81.5% 561,600	18.5% 127,100

報告書に計上する賃金額

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

430-0927  
浜松市中央区旭町153  
株式会社 鈴木建設  
代表取締役 鈴木一郎

労働保険番号: 22101932186111  
事業種別: 94 建築事業の事務所  
雇用保険事業所番号: [ ]

3. 事業の概要: 94 建築事業の事務所  
4. 特約事業: ① 該当する ② 該当しない  
5. 新年度賃金見込額: ③ 前年度と同額 ④ 前年度と変わる

6. 延納の申請: ① 一括納付 ② 分割(3回)

月別	1. 常用労働者		2. 役員・労働者扱いの者		3. 臨時労働者		4. 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
5月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
6月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
7月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
8月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
9月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
10月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
11月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
12月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
令和×年7月	2	200,000	1	100,000			3	300,000
令和×年12月	2	300,000	1	120,000			3	420,000
合計		1,526,000		719,200			3	2,245,200

9. 特別加入者の氏名: 鈴木一郎 (5000円) | 鈴木二郎 (5000円) | 鈴木太郎 (5000円)

13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名 (生年月日): [ ]

上記のとおり報告します。  
令和×年×月×日 株式会社 鈴木建設 代表取締役 鈴木一郎

- ① 特別加入している役員・事業主等の賃金は記入しないように!! 特別加入している方の保険料は下の特別加入者欄の基礎日額から計算します。この欄に記入すると、二重で保険料を支払うこととなりますのでご注意ください。この欄には特別加入者以外の役員で実態が労働者と同様の方の賃金を記入していただきます。
- ② この欄の計算は次の計算式により算出してください。(賞与の欄の人数は含めません)  
前年度各月末の使用労働者数の合計 ÷ 使用労働者数 = 12  
小数点以下は切捨て(但し、1人未満の場合は「1」としてください。)
- ③ 〈新年度賃金見込額〉  
● 前年度と比較して「50%以下に減少する」または「2倍以上に増加する」見込みの場合＝「2」に○印をつけ見込額を記入します。  
● それ以外の場合＝「1」に○をつける。  
● 委託解除の場合＝「3」に○をつけ委託解除年月日を記入します。この場合、別途書類が必要です。
- ④ ●「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。当事務組合としては「2.分割(3回)」を推奨しています。
- ⑤ 代表者の捺印は不要です

特別加入者の年度更新欄

特別加入者はこの欄で更新等の手続きをします。文中の基礎日額とは別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧」の「3,500円」から「25,000円」までのいずれかの金額です。

- A 継続する方
  - 前年度と同額更新(継続)する場合  
新年度の基礎日額を「12.希望する基礎日額」欄に記入します。  
※「10.承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。
  - 前年度から変更(増額・減額)して更新(継続)する場合  
「12.希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月中旬頃から適用になります。
- B 脱退する方
  - 脱退する場合は、「12.希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。
- C 新規加入の方
  - 今年度から新たに特別加入する場合は、「9.特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12.希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

3枚のうち下の2枚を提出していただきます。



# ○令和7年度分保険率のお知らせ

## 雇用保険率表

令和7年度分の概算保険料率

事業の種類	雇用保険率	負担区分	
		事業主	被保険者
一般の事業	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	$\frac{5.5}{1,000}$
建設の事業	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{6.5}{1,000}$
農林水産	$\frac{16.5}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{6.5}{1,000}$

## 労災保険率表（主な業種を抜粋）

令和7年度分の概算保険料率

分類	番号	事業の種類	解説（主な内容）	労務費率 /100	保険率 /1000
建設事業	32	道路新設工事	道路の新設・改築の事業	19	11
	33	舗装工事業	道路・広場等の舗装、砂利散布の事業	17	9
	35	建築事業	建物の新設の伴う設備工事電気工事を含む	23	9.5
	38	既設建築物設備工事業	既設建築物の内部においての設備事業（外での作業は原則分類番号35）	23	12
	36	機械装置の組立又は据付けの事業	組立又は取付けに関するもの	38	6
			その他のもの	21	
37	その他の建設事業	土木工事・造園工事・道路の改修工事その他の各種建設工事を含む	23	15	

分類	番号	事業の種類	保険率 /1000
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5

分類	番号	事業の種類	保険率 /1000
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	52	金属材料品製造業	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
	55	めっき業	6.5
	56	機械器具製造業	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業	4
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
61	その他の製造業	6	
その他の事業	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3
	91	清掃、火葬又はと畜事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除、ゴルフの事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
94	その他の各種事業	3	

### こんな時は事務組合にご連絡ください

#### 事業所に関するもの

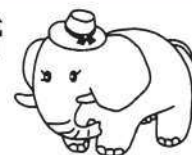
- 代表者に変更があったとき
- 住所変更があったとき 事務所移転等で所在地が変更になった場合
- 社名変更・組織変更があったとき 社名変更や法人成り、有限会社から株式会社へ改組等の変更があった場合
- 業種に変更があったとき 業種転換などにより、当初の届出業種に変更が生じたとき
- 保険料の振替口座を変更したとき 口座振替依頼書の提出が必要
- 従業員（パート・アルバイト含む）がゼロになり今後も雇う見込みがないとき 中小事業主等特別加入されている方は脱退の手続きが必要となります。

#### 従業員に関するもの

- 従業員を新たに採用したとき 雇用保険の被保険者資格取得手続きが必要です。（雇入後3ヶ月を経過している場合は、その間の出勤簿・賃金台帳のコピーが届出の際必要となります）
- 退職したとき 雇用保険の資格喪失手続きと、本人が失業給付の受給を希望する場合は離職票の申請が必要です。（離職理由が定年退職の場合は、就業規則の該当箇所の写しが必要となります）
- 氏名変更があったとき 結婚などにより氏名が変わった場合、雇用保険の被保険者氏名変更手続きが必要です。
- 業務上、通勤途中でケガをしたとき 労災保険の各種給付の請求手続きが必要です。

## 労働保険事務組合 浜松商工会議所

〒432-8501 浜松市中央区東伊場2丁目7-1  
TEL：053-452-1113 FAX：053-452-6685



提出期限厳守!

窓口受付時間

9:00 ~ 16:00